

後期高齢者窓口負担割合について

北海道後期高齢者医療広域連合

1 窓口負担見直しの概要

令和3年6月11日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布された。改正法においては、窓口負担割合が2割となる対象者や施行日は政令で定めるとされている。（年内には施行日が決まる見込み）

以下は、全世代型社会保障改革の方針（R2.12.15閣議決定）で示されていた内容。

- ・ 令和4年度（2022年度）以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情を鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である。
- ・ その場合でも、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠である。
- ・ 今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75歳以上、現役並み所得者は除く）であっても課税所得が28万円以上（所得上位30%）かつ年収200万以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とする。
- ・ 今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度（2022年度）後半までの間で、政令で定めることとする。
- ・ 施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入する。

2 国における検討事項

現在、国において、以下の項目について広域連合の意見を聞きながら検討を進めている。

【令和3年度中に実施する周知広報】

- ・ 広域連合、市町村のホームページに掲載する。
- ・ 市町村広報誌など高齢者の目に触れやすい形での広報。
- ・ 希望する広域連合において、新聞へのチラシ等の折込を実施する。

【被保険者証の交付について】

- ・ 例年、被保険者証については、市町村から郵送等で7月31日の有効期限が切れる前に被保険者宛に交付されている。今般の窓口負担割合の見直しにおいて、施行日から負担割合が変更となるため、令和4年度においては、例年と異なる被保険者証の交付の方法となることを見込まれている。

国においては、被保険者証を通常の更新時と制度施行前の2回交付（再交付）する必要があるとしているが、再交付対象者の範囲等については、現在検討が行われているところである。

【高額療養費の事前申請について】

- ・ 長期頻回受診患者等への配慮措置分については、高額療養費として支給されることから、窓口負担割合の見直しの対象者のうち高額療養費の初回申請を行っていない方（口座登録がない方）に対して、制度の施行直前に高額療養費の支給申請書等を配付することが検討されている。

具体的な内容については、今後国において検討が進められる予定である。

3 当広域連合の対応

- ・ 当広域連合では、国の考え方を基に効果的な周知方法を検討している。
- ・ 円滑な制度の運営を行う役割を担う当広域連合としては、令和3年度の国への要望において、制度の開始時期、被保険者証の発送方法、高額療養費口座登録勧奨の実施方法等について、できるだけ早期に内容を提示するよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望を行っている。